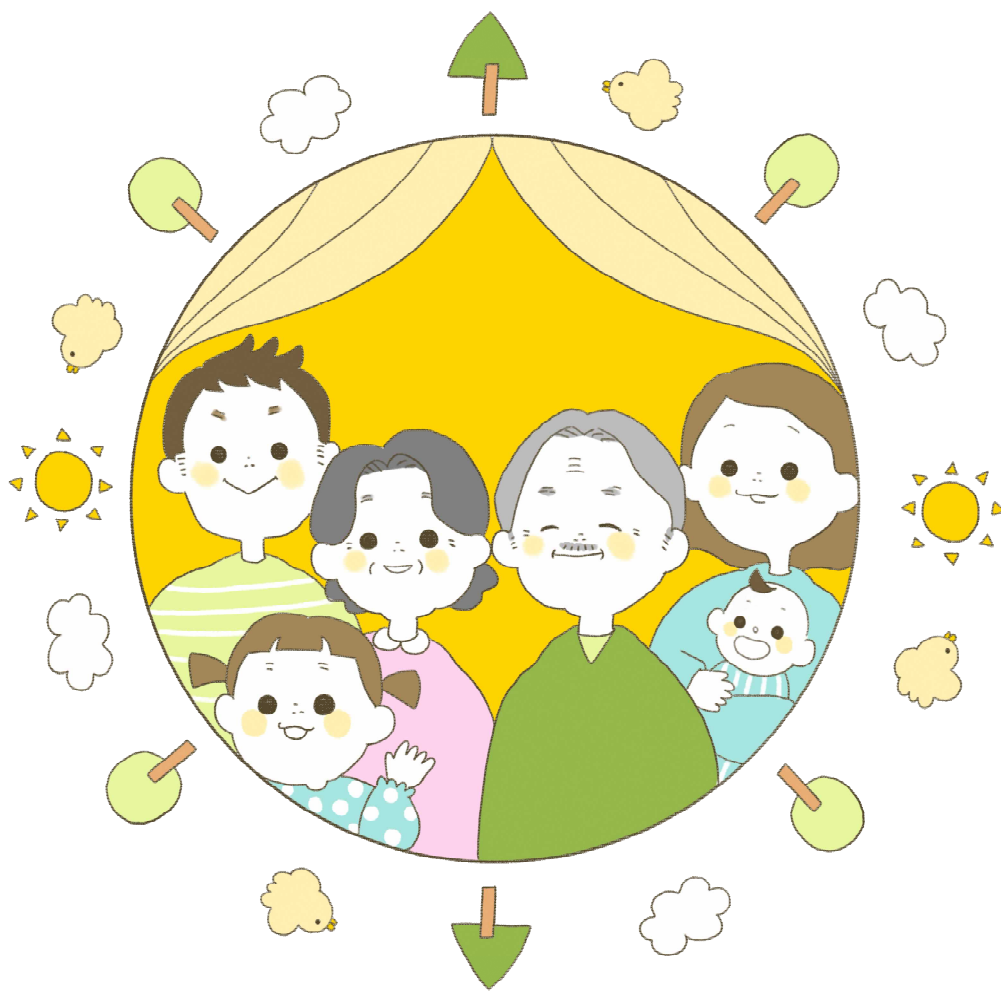


第9期 琴 浦 町
介護保険事業計画・高齢者福祉計画
令和6年度～8年度



誰もが生きがいをもち住みなれた地域で暮らせる共生のまち

令和6年3月
鳥取県琴浦町

目 次

第1章 計画策定について

1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付け及び計画期間	1
3 計画の策定体制	3
4 日常生活圏域の設定	4

第2章 高齢者の現状

1 高齢者を取り巻く現状	5
2 介護給付費の現状	8
3 第8期計画の進捗状況と今後の計画	9
(1)総給付費	9
(2)在宅サービス費	10
(3)居住系サービス費	11
(4)施設サービス費	11
(5)地域支援事業	12
(6)介護給付適正化事業	12
4 第9期計画にむけて	14

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	16
施策の体系	17
2 目標及び施策	18
目標1 地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現	18
(1)地域包括支援センターの体制強化	19
(2)在宅医療・介護連携の強化	19
(3)地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進	20
(4)地域包括ケアシステムを支える人材確保とケアマネジメントの質の向上	22
(5)高齢者虐待防止対策の推進	22
目標2 認知症施策・介護予防の推進	24
(1)認知症施策の推進	24
(2)介護予防事業	26
(3)地域リハビリテーション活動支援事業	27
(4)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	28
(5)保険者機能強化推進交付金等を活用した施策	29

目標3 介護サービスの充実・向上と介護給付等の適正化	29
(1)介護サービス基盤の計画的な整備・住宅サービスの充実	30
(2)高齢者の住まいの確保	30
(3)災害、感染症に対する備え	31
(4)介護給付の適正化	33

第4章 介護保険事業給付の推計

1 高齢者数と認定者数の推計	35
2 サービス利用者数の推計	36
3 給付費見込額の推計	40
4 第1号被保険者介護保険料の設定	41

第5章 計画の推進体制

1 推進体制	44
2 計画の評価	44

資料編

計画策定経過	45
琴浦町介護保険・高齢者福祉計画策定委員会	46
琴浦町介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会設置要綱	47
パブリックコメント結果	48
介護保険法制度の主な変更点	48
町内介護保険サービス事業所	49
琴浦町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	51
琴浦町在宅介護実態調査	68
介護サービス給付費計画	81
用語解説	83

第1章 計画策定について

1 計画策定の背景

超高齢社会における高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、介護保険制度が創設され20年が経過し、介護保険制度は介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着しています。

今後も、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症の人や認知機能が低下した高齢者の増加が見込まれる中で、高齢者の意思決定支援や権利擁護の重要性が高まるなど、必要な介護サービスの需要が変化することが想定されます。また団塊の世代が令和7年(2025年)に75歳以上となり、高齢者人口がピークを迎える令和22年(2040年)を見通すと85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者が見込まれます。

こうした状況の中、「誰もが生きがいをもち住みなれた地域で暮らせる共生のまち」を目指し、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら介護サービスの確保、医療、介護、介護予防、健康、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保できるよう「第9期琴浦町介護保険事業計画・高齢者福祉計画」(以下「第9期計画」という。)を策定します。

2 計画の位置付け及び計画期間

(1) 計画の位置付け

この計画は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定に基づき総合的な施策の展開を図るため、健康・福祉関連の諸計画との調和を保ちながら一体的に策定します。また、町総合計画の「琴浦まちづくりビジョン」を上位計画と位置づけ、高齢者福祉事業や介護保険事業を本町の実情に合わせ計画的かつ包括的に実施することを目的とし、介護を必要とする高齢者のみでなく、本町のすべての高齢者及び高齢者を支援する者を対象とした、高齢福祉全般にわたる総合的な計画となります。

計画の位置付けイメージ

琴浦まちづくりビジョン-第3次琴浦町総合計画-
令和4～13年度

連携



琴浦町まち・ひと・くらし創生戦略
令和2～7年度

整合



第9期 琴浦町介護保険事業計画・高齢者福祉計画
(令和6～8年度)

連携
集約



調整
整合

- ・介護保健事業計画基本指針
- ・鳥取県介護保険事業支援計画・老人福祉計画（令和6～8年度）
- ・鳥取県保健医療計画（令和6～8年度）
- ・鳥取県地域医療構想（平成28～令和7年）



調和

- ・琴浦町地域福祉計画（令和4～9年度）
- ・琴浦町障がい者計画（令和6～14年度）
- ・健康ことうら計画（令和6～11年度）等

(2) 計画期間

この計画は、令和6年度を初年度とし、令和8年度までの3年間を計画期間とする第9期計画です。

介護保険料の改定、高齢者の生活実態や社会情勢の変化に対応するため、この計画は3年ごとに見直します。

《 計画期間 》



3 計画の策定体制

(1) 計画の策定・推進体制

本計画の策定にあたっては、保健・医療・福祉関係者、各種代表者、被保険者代表等による「琴浦町介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会」を開催し、幅広い関係者の参画により、地域の特性に応じた事業が展開されるよう検討を進めました。また、庁内組織として、高齢福祉及び介護保険関連部門など本町における高齢者への各施策に関係する部門との連携により検討を進め、計画作成に反映しました。

(2) 調査の実施

被保険者のサービスの利用に関する意向等を把握するために、被保険者の心身の状況等の実態調査として「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を令和4年12月に実施するとともに、要介護者等を介護する家族等の実情を把握する調査として「在宅介護実態調査」を令和5年1月に実施しました。

4 日常生活圏域の設定

高齢者の生活を支える基盤の整備については、日常の生活を営む地域において様々なサービスを提供する拠点の整備、維持等が必要です。

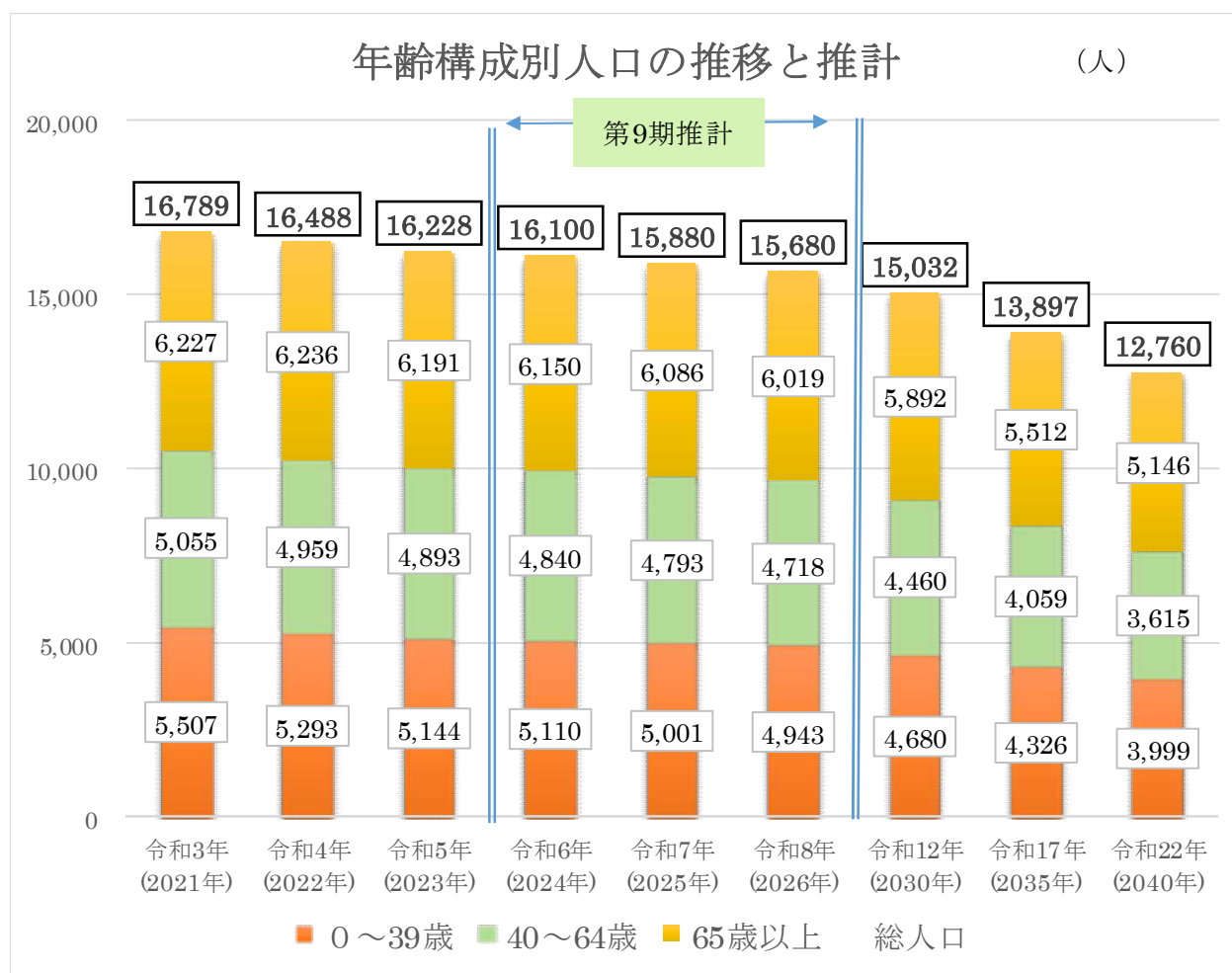
高齢者が住みなれた地域で生活を継続することができるようにするため、地理的条件、人口、交通事情、社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して、第8期計画と同じく、琴浦町内を1つの日常生活圏域と設定しました。

第2章 高齢者の現状

1 高齢者を取り巻く現状

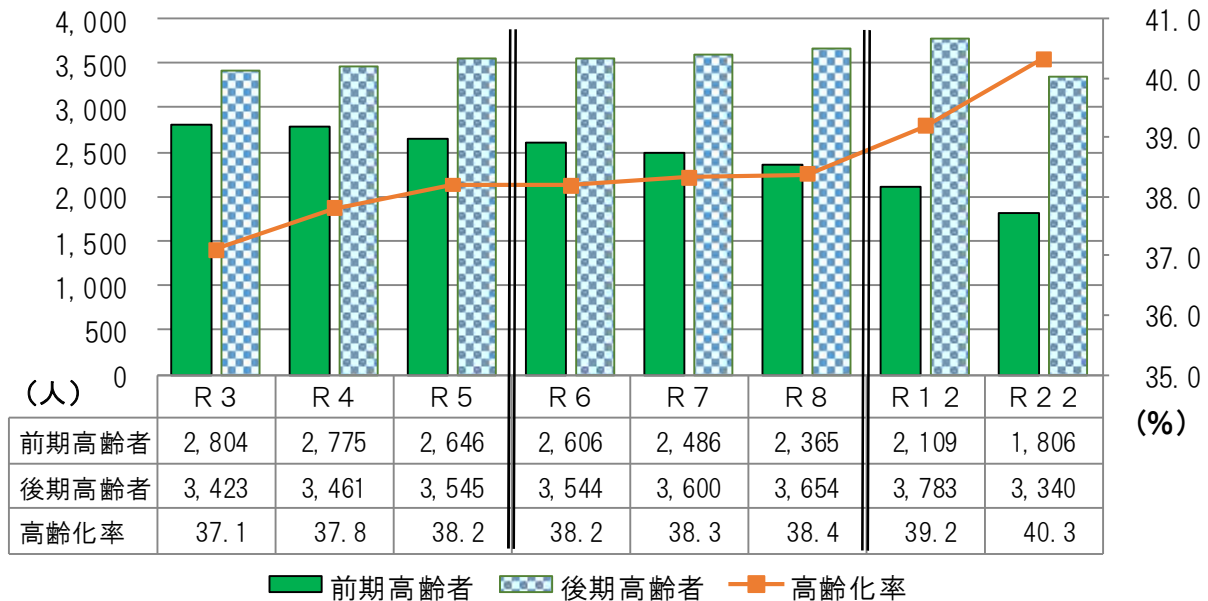
本町の人口推移は減少傾向にあり、総人口は、16,228人(令和5年9月末)、高齢化率は38.2%(令和5年9月末)となっています。

今後、高齢者(65歳以上)人口は緩やかに減少し、令和22年(2040年)には高齢化率が4割になると見込んでいます。



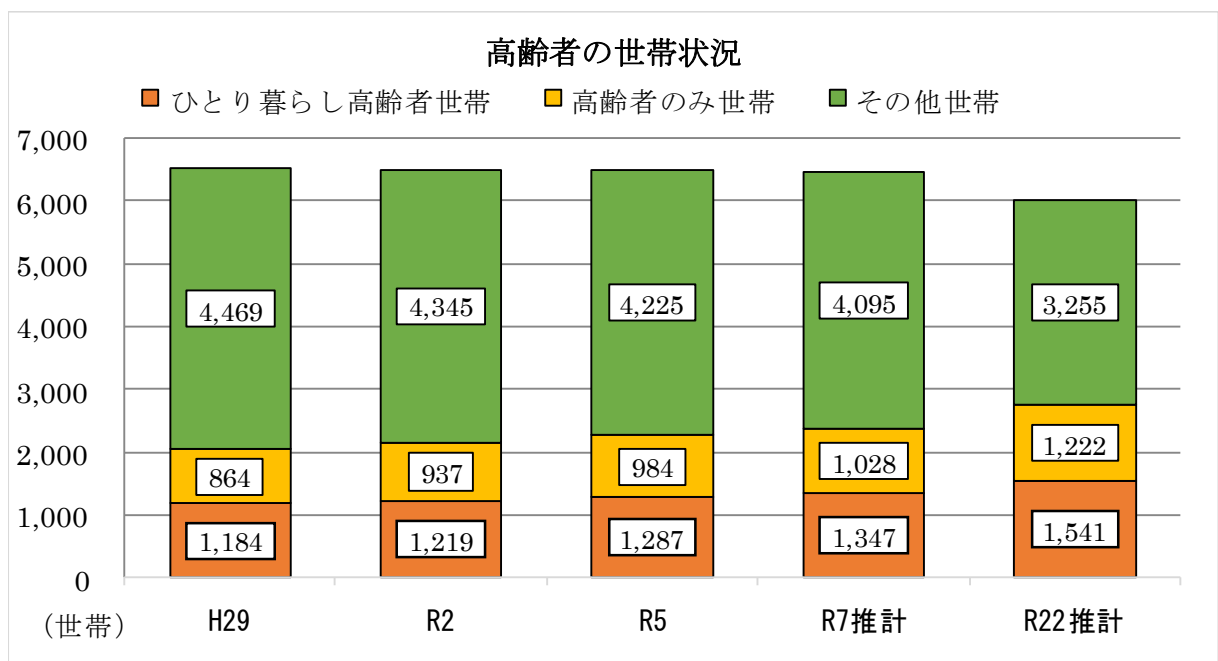
(琴浦町住民基本台帳 各年9月末 令和6年以降はすこやか健康課推計)

前期・後期高齢者人口と高齢化率の推移



(琴浦町住民基本台帳 各年9月末 令和6年以降はすこやか健康課推計)

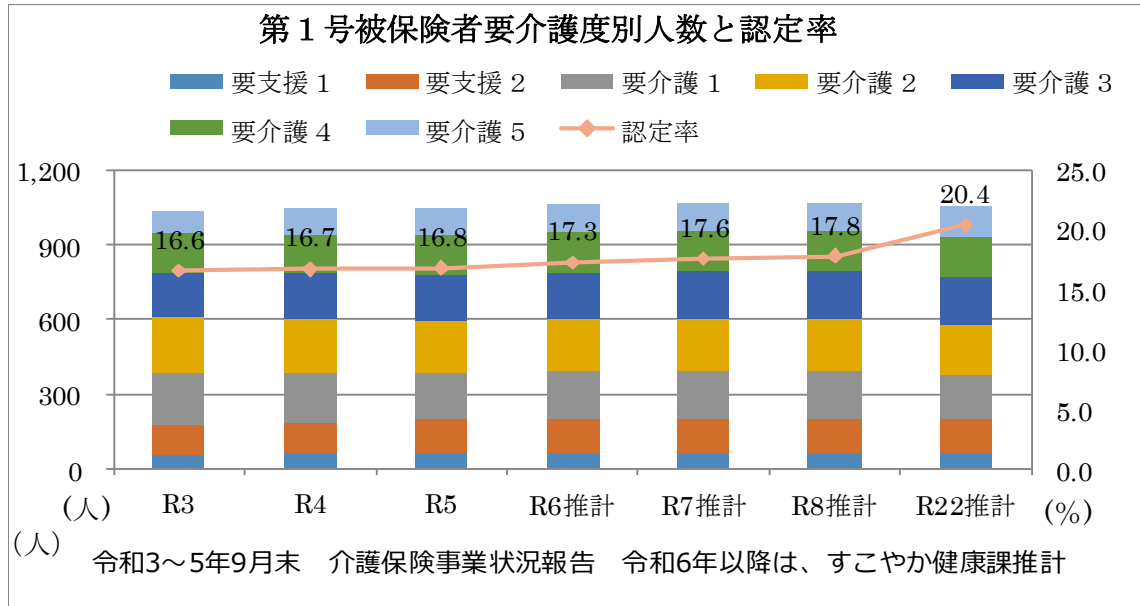
ひとり暮らし高齢者世帯及び高齢者のみ世帯は年々増加しています。令和5年9月末時点で全世帯の35%にあたる2,271世帯となっています。



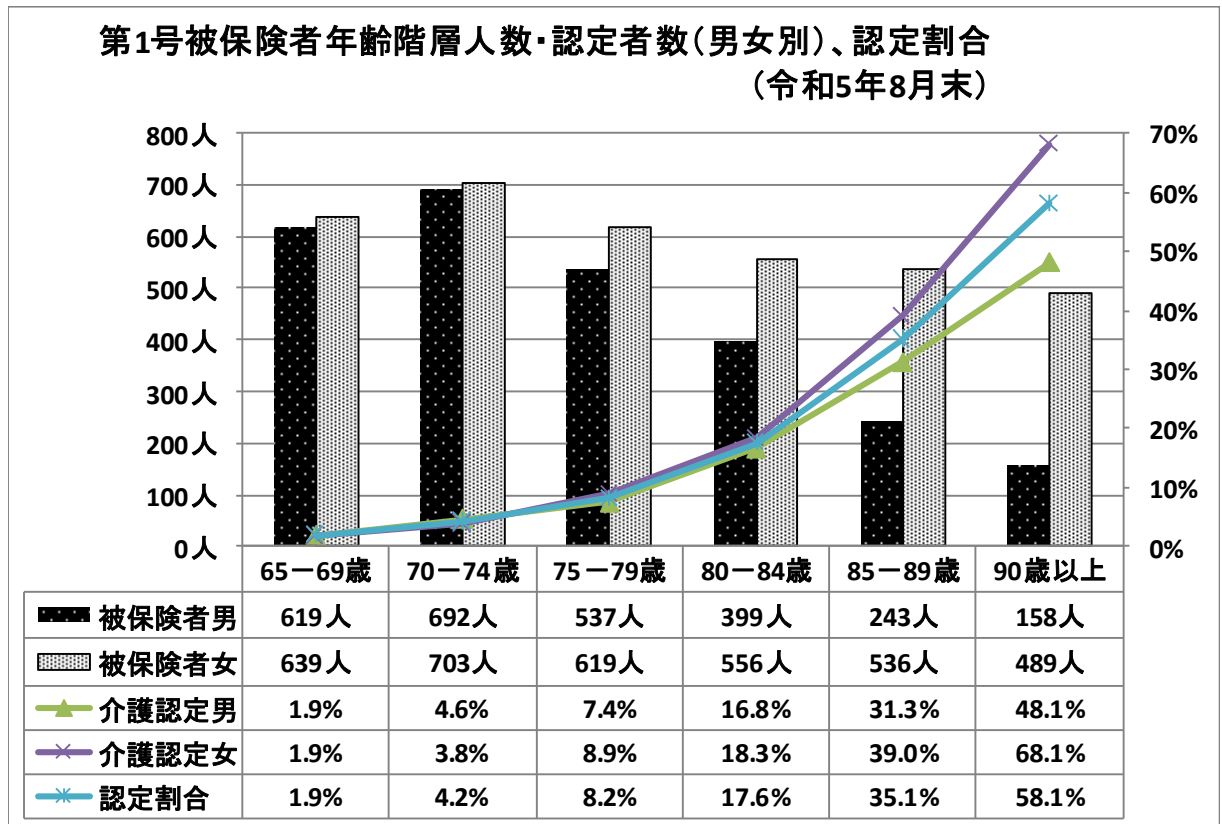
琴浦町人数別世帯数調 各年9月末 令和7年以降はすこやか健康課推計

その他世帯:65歳未満の家族と同居する世帯

要介護等認定者数は、近年ほぼ横ばいで微増傾向にあります。



年齢階層別の認定者数をみると、80歳を過ぎてから認定割合が増加し90歳以上では約6割が介護認定者となっています。



第1号被保険者数、認定者数介護保険事業状況報告(月報)

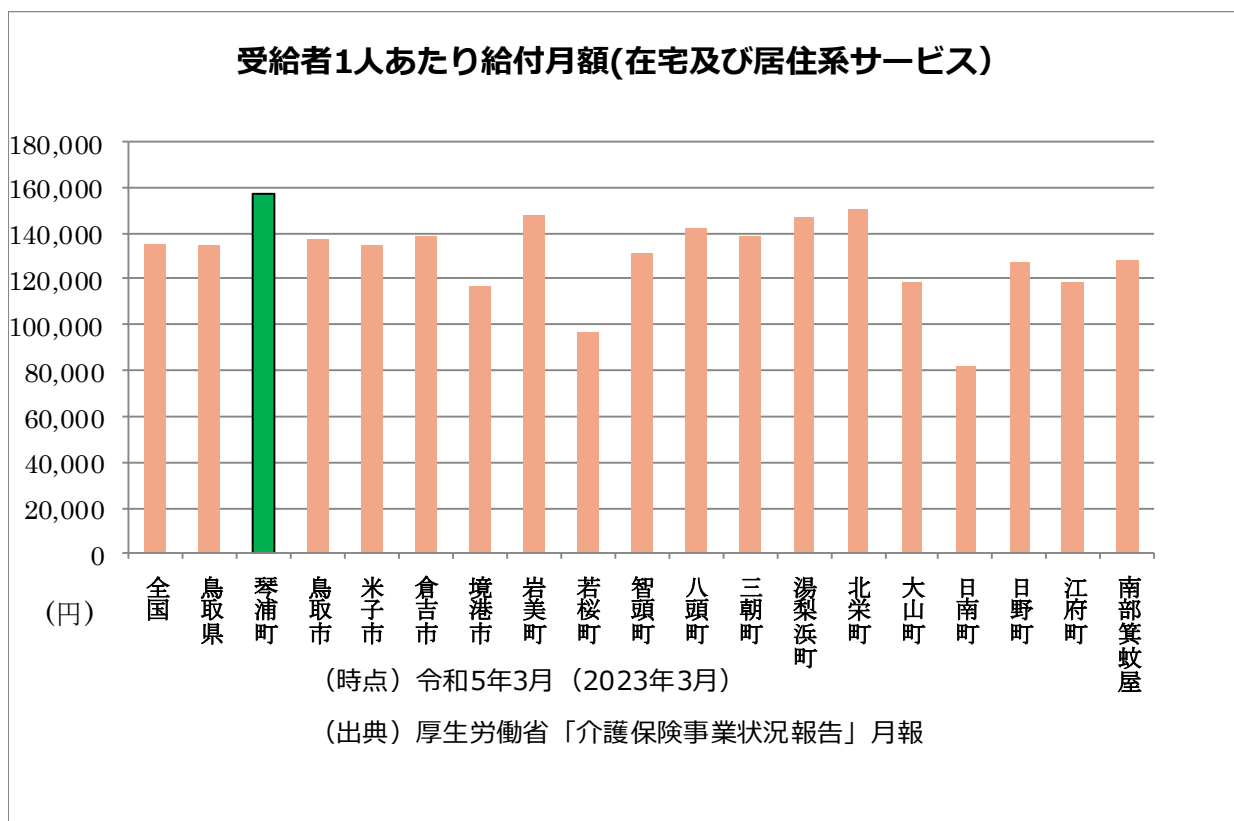
認定割合は、各年齢層別被保険者数に占める要介護(支援)認定者の割合

2 介護給付費の現状

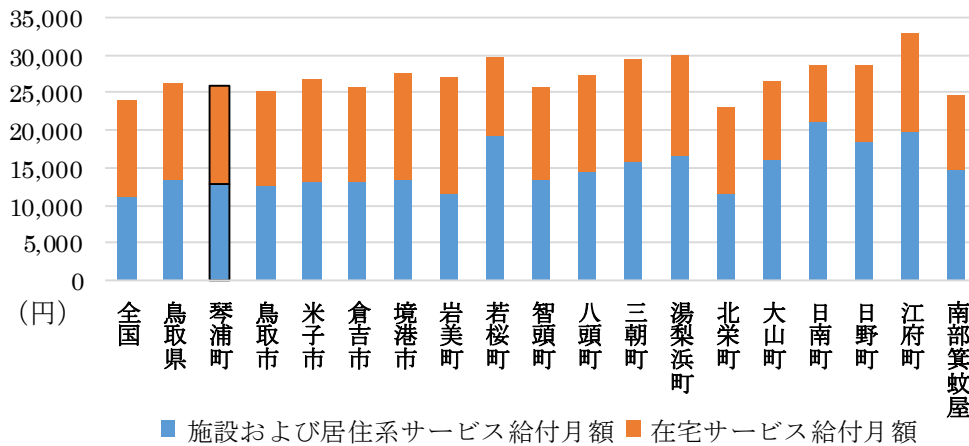
第8期計画では、新たに運動機能強化の介護予防教室を実施するなど介護予防事業に取り組みましたが、介護認定率はわずかに上昇しました。また、介護給付費準備基金を取り崩す計画でしたが、第1号被保険者数と保険料収納額が見込みよりも多かったため剰余金を積み立てる結果となりました。

受給者1人あたりの給付月額は依然として高く、令和5年3月の統計では県内で1位となっており、全国平均より高くなっています。これは、町内または近隣の介護保険事業所などが整備されており、受給者へのサービス提供が充足していることと、在宅での介護や自立した生活のため、通所介護や福祉用具貸与などのサービスを組み合わせて利用していることが考えられます。

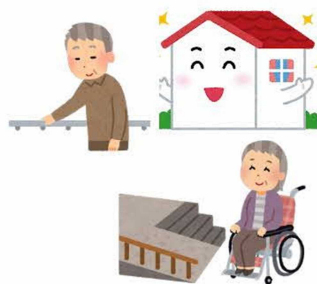
また、第1号被保険者1人あたり給付月額は、県内6番目に低くなっており、元気な高齢者が多いことが推測されます。



第1号被保険者1人あたり給付月額(在宅サービス・施設および居住系サービス)
(時点) 令和5年3月(2023年3月)



(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報



3 第8期計画の進捗状況と今後の計画

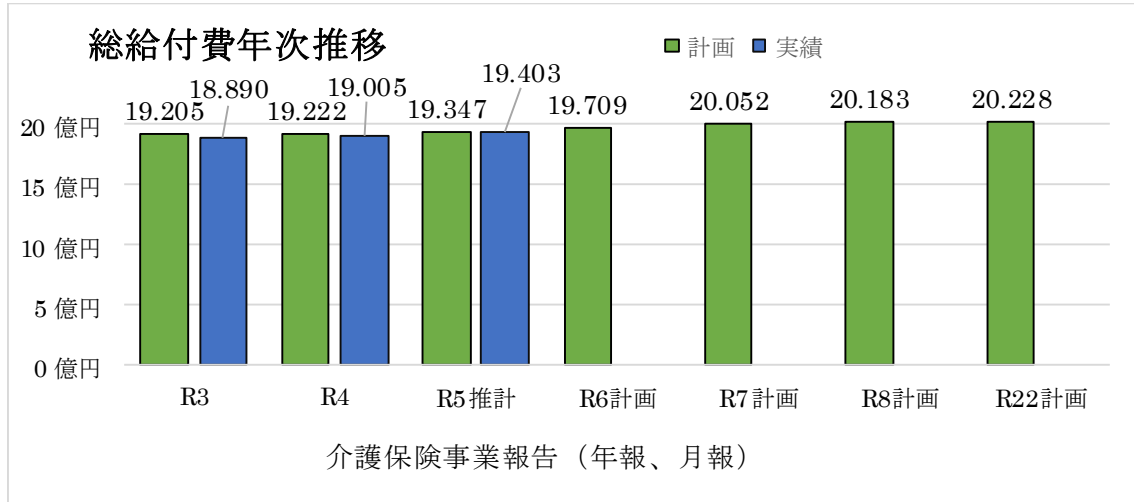
(1) 総給付費

第8期計画の給付費は、在宅サービスである福祉用具販売、福祉用具貸与の利用が計画値を超えましたが、全体の給付費実績としては、計画に近い推移でした。

介護認定率は、介護予防、通いの場の推進、認知症予防対策など様々な取り組みを行ったことで、微増で推移しています。

今後については、団塊の世代が75歳以上となるため、介護予防の強化や地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組みが重要となります。

総給付費 在宅サービス費、居住系サービス費、施設サービス費の合計

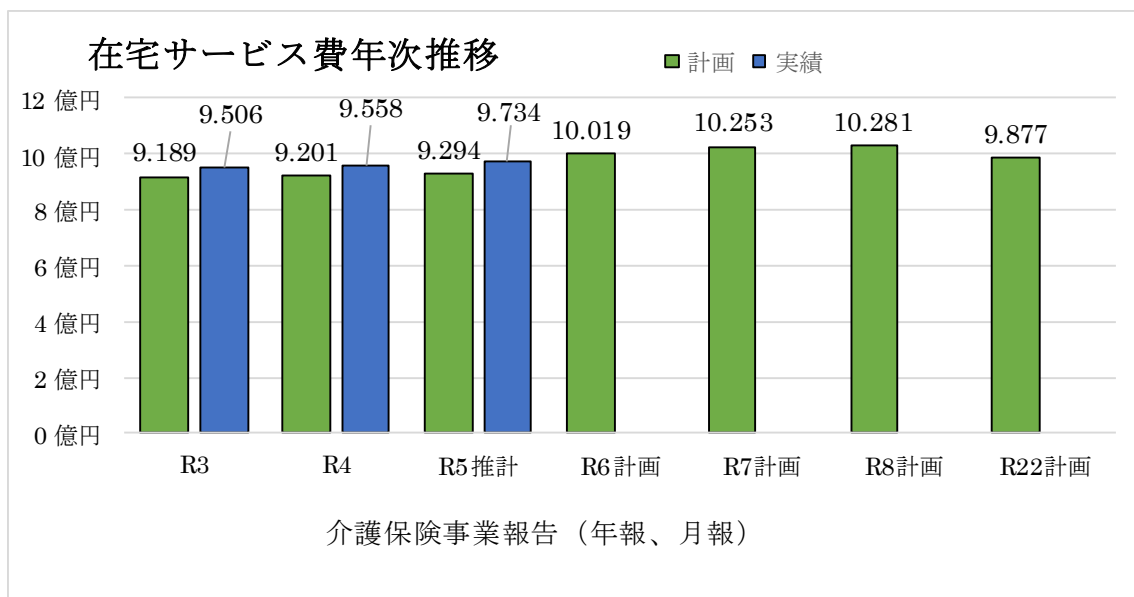


(2) 在宅サービス費

在宅サービス費は、第8期計画の計画値より多く推移しました。

在宅サービス(介護予防含む)

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具購入、住宅改修、居宅介護支援、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護

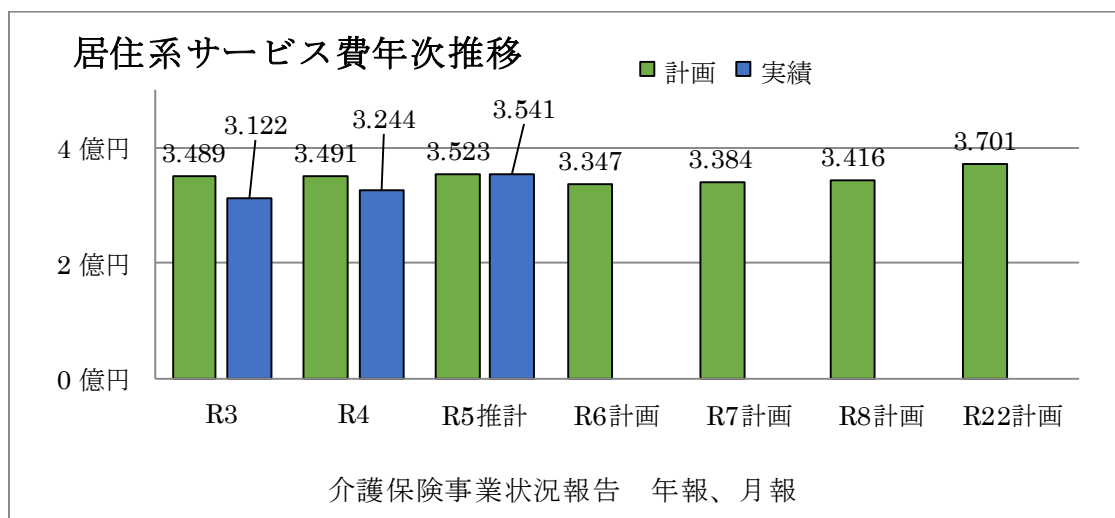


(3) 居住系サービス費

居住系サービス費は、認知症対応型共同生活介護の利用がほぼ全体を占めています。

居住系サービス(介護予防含む)

認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

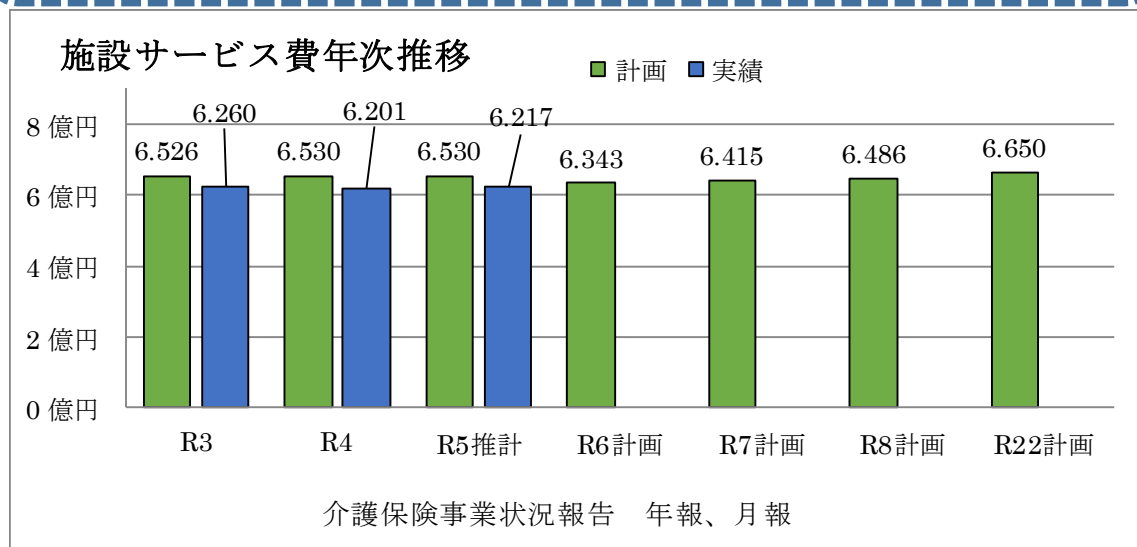


(4) 施設サービス費

施設サービス費は、第8期計画の計画値より少なく推移しました。

施設サービス

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護



(5) 地域支援事業

(延利用人数)

事業名	R3		R4		R5	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
訪問型独自サービス	210	155	210	186	210	252
生活援助サービス	280	264	285	235	290	239
通所型独自サービス	1,920	1,724	1,920	1,609	1,920	1,680
認知症早期発見検査	150	125	160	305	170	212
認知症早期発見検査(検診)	500	—	500	123	500	—
介護予防教室(はればれ・いきがい)	1,660	1,313	1,670	1,190	1,680	1,312
介護予防教室(げんきもん)	—	—	—	39	—	41
もの忘れ相談	15	33	15	25	15	20
高齢者 SOS ネットワーク(登録者)	20	16	20	14	20	18
認知症サポーター養成	30	47	40	168	50	64
健康フェスタ	100	72	100	51	100	83
わくわく琴浦体操普及啓発(参加者)	23,100	29,705	23,200	28,859	23,300	27,000
総合相談	4,800	5,411	4,900	5,676	5,000	5,800
成年後見制度	3	3	3	3	3	3
権利擁護相談	130	72	130	43	130	37
家族介護用品助成事業	10	6	10	6	10	3
介護予防ケアマネジメント	1,500	1,670	1,500	2,196	1,550	2,248
介護予防サークル活動支援(サークル数)	100	100	102	102	104	100
介護ボランティア(活動回数)	1,000	521	1,000	464	1,000	460

第8期計画では、令和4年度から運動機能の向上、維持を目的とした介護予防教室「げんきもん」を実施し参加者の約7割に運動機能の向上が見られました。また、高齢者も手軽にできる体操の動画を配信し、健康づくり及び介護予防の推進を図りました。

介護予防サークル活動事業については、生活支援コーディネーターがサークル訪問を行い、新たなサークルの立ち上げ支援等を行いました。

今後も高齢者の健康と介護予防の一体的な取り組み、フレイル予防として口腔・栄養・運動・交流を柱とする事業の推進を重点的に取り組んでいきます。

(6) 介護給付適正化事業

介護サービス給付の充実、向上のため取り組みました。今後も適切な介護サービスの給付を促進する必要があります。

第2章 高齢者の現状

No	事業名	事業概要	計画	第8期		
				R3 年度 実績	R4 年度 実績	R5 年度 実績見込
1	介護保険出 前講座	介護保険制度の理解を深め、介護予防の 重要性を啓発する講座を開催します。	年 10 回	年 4 回	年 8 回	年 5 回
2	介護認定申 請窓口相談	新規申請にあたり、被保険者の状況を聞き 取り、認定の申請が必要かどうか判断し、 申請者に適切なアドバイスをを行います。	100%	100%	100%	100%
3	認定調査の 事後点検	認定調査結果を事後点検し、不備等があ れば調査員へ確認します。	100%	100%	100%	100%
4	認定調査員 への指導	適正な認定調査を行うため、認定調査員 へ県主催の研修への参加を促すとともに、 適切な調査を行うための指導を行います。	随時 実施	随時 実施	随時 実施	随時 実施
5	介護事業所 との意見交 換会	介護事業所と意見交換を行い、介護保険 事業等について検討します。	年 1 回	実施	実施	実施
6	ケアプラン 点検	ケアプランが利用者の自立支援に資する プランとなっているか点検を行い、ケアマネ ジャーの資質の向上を目指します。	町内 6 事業所	町内 6 事業所	町内 6 事業所	町内 3 事業所
7	住宅改修・ 福祉用具購 入点検	改修内容や購入された福祉用具が適正な ものか申請書類を点検し、必要場合は訪 問調査を行い、その必要性を確認します。	100%	100%	100%	100%
8	医療情報と の突合・縦 覧点検	鳥取県国民健康保険団体連合会へ点検 の事務委託をするとともに、介護給付適正 化システムや国保データベースを活用して 点検し、必要に応じて事業者への確認・指 導を行います。	随時 実施	随時 実施	随時 実施	随時 実施
9	介護給付費 通知	更新申請案内時に、サービスの請求状況 等を利用者に通知し適切な介護サービス の利用を促進します。	100%	100%	100%	100%
10	介護事業者 への指導・ 監督	地域密着型サービス事業所は町が、その 他サービス事業所は県と連携して実地指 導を行います。また、年 1 回町内介護事業 所を対象に研修会を開催します。	実施	1 事業所 研修 1 回	4 事業所 研修 3 回	4 事業所 研修 3 回

4 第9期計画にむけて

第8期計画では、元気な高齢者の増加を目的に介護予防事業に取り組みました。新型コロナウイルスが流行し、外出の機会が減り自宅に閉じこもることにより、フレイルの進行、認知機能及び下肢筋力の低下が心配な高齢者の増加がみられ、外出や交流の重要性を再確認しました。そこで、活動を自粛していた通いの場で感染症対策について説明を行うことで、感染症対策を講じながらの活動再開につながり、通いの場の参加率が向上しました。

令和3年度には地域包括支援センターに理学療法士を配置し介護予防教室、介護予防サークル、健康教室等での運動指導を行い、高齢者の自立及び重度化防止の支援を行いました。また、運動機能の向上を目的とした介護予防教室「げんきもん」の実施により、参加者の約7割に運動機能の向上がみられました。

このような状況を踏まえ、高齢者が安心して暮らせるために介護サービスの提供はもちろんのこと、お互いに支えあう地域づくりの支援など、地域共生社会の実現が重要となっています。このことから、第8期計画から引き続き地域住民が主体となって活動している通いの場等の支援を行います。

令和5年度に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査から、日常生活の困りごとは、通院や買い物、日常の家事となっています。家族や地域の方による見守り状況については、家族・親族、民生委員、近所の人との順となっていて周りの人との交流や助け合いが存在しており、孤立している高齢者は少ないが、民生委員や近隣の見守りといった地域での見守り体制の構築の重要性が高まっています。このような状況から、今後もひとり暮らし高齢者の安否確認、買い物、交通などの生活課題を関係機関と連携し、既存のサービスの充実や新たなサービスの創出を検討していく必要があります。

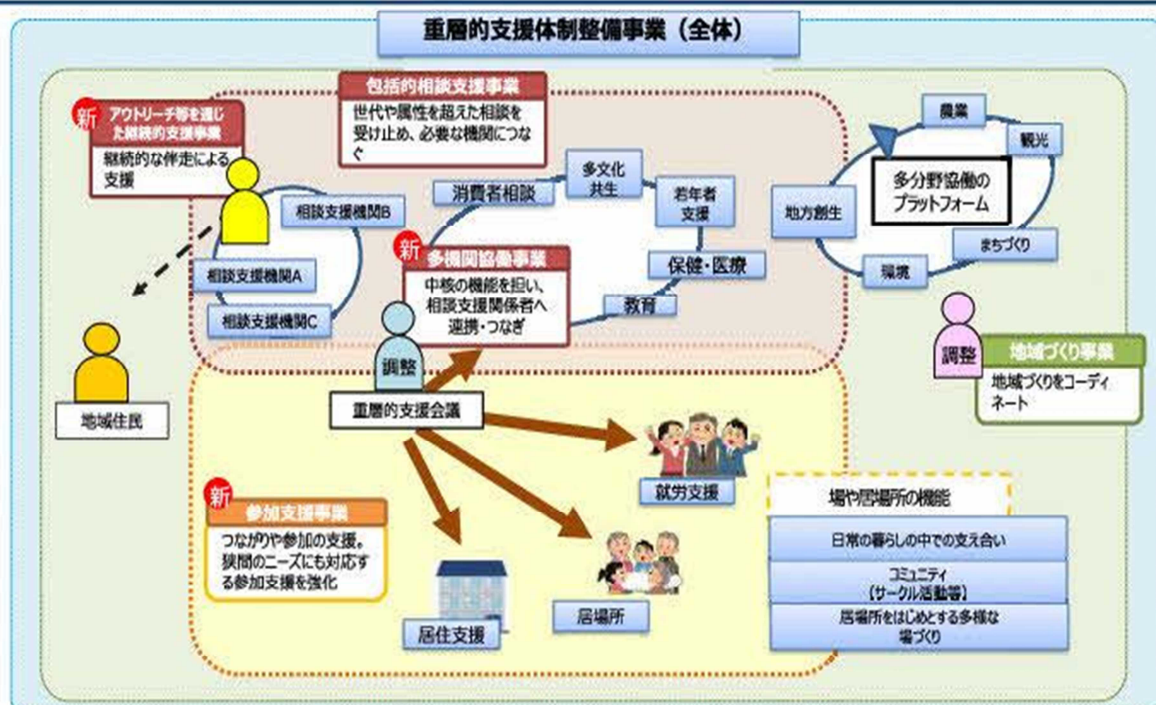
また、認知症高齢者が行方不明になった場合に各機関が迅速に対応できるよう、認知症高齢者等 SOS 見守りネットワークの構築を目指します。そのために、模擬訓練の開催、行方不明になる恐れがある高齢者の登録、協力事業所の登録数を増やすなど、高齢者が地域の中で安心安全に暮らすことができる地域づくりのため、事業の普及啓発を実施していきます。

そして、令和6年度から重層的支援体制整備事業を実施し、障がい者福祉や児童福祉などの他分野とも連携し、相談や生活課題に対応していきます。

今後も住みなれた地域の支えあいの中で、高齢者が生きがいを持ち、その能力に応じて自立した生活が送れるよう、様々な施策を推進していきます。

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等**を通じた**継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

誰もが生きがいをもち住みなれた地域で暮らせる共生のまち

- ・ 地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現
- ・ 認知症施策・介護予防の推進
- ・ 介護サービスの充実・向上と介護給付等の適正化

令和4年12月に琴浦町に居住する65歳以上の方のうち、要介護認定を受けていない5,410人を対象に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」では、「介護が必要となった場合、家族の介護や介護保険サービスを受けて自宅で生活したい」と希望する方が58.5%(1,998人)ありました。また、「本当は自宅で生活したいが家族の介護負担を考え介護施設で生活したい」という方が28.5%(973人)あり、この方も加えると87%の方が「自宅で生活したい」と希望していることがうかがえます。これは、令和元年の同様の調査より5.2%割合が高くなっています。

また、令和5年1月に琴浦町に居住する65歳以上の方で、要介護認定を受けて在宅で生活している265人を対象に実施した「在宅介護実態調査」では、「在宅生活の継続のために必要な支援・サービス」として、移送サービス・外出同行、配食という回答が多くありました。また「本人が抱えている傷病」は認知症の回答が47.9%と最も高く、「今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護」も認知症状への対応が40.1%と最も高くなっています。

このようなニーズに対応できるよう、琴浦まちづくりビジョン(第3次琴浦町総合計画)を踏まえ「誰もが生きがいをもち住みなれた地域で暮らせる共生のまち」を第9期計画の基本理念とし、地域共生社会の実現を図ります。

施策の体系

基本理念

誰もが生きがいをもち住みなれた地域で暮らせる共生のまち

計画目標

生きがいをもって暮らしている人の割合の維持・上昇

一般高齢者 85.4% 要支援認定者 61.1%

(※令和2年8月琴浦町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書)

目標 1

地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現

- (1) 地域包括支援センターの体制強化
- (2) 在宅医療・介護連携の強化
- (3) 地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進
- (4) 地域包括ケアシステムを支える人材確保とケアマネジメントの質の向上
- (5) 高齢者虐待防止対策の推進

目標 2

認知症施策・介護予防の推進

- (1) 認知症施策の推進
- (2) 介護予防事業
- (3) 地域リハビリテーション活動支援事業
- (4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
- (5) 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策

目標 3

介護サービスの充実・向上と介護給付等の適正化

- (1) 介護サービス基盤の計画的な整備・在宅サービスの充実
- (2) 高齢者の住まいの確保
- (3) 災害、感染症に対する備え
- (4) 介護給付の適正化

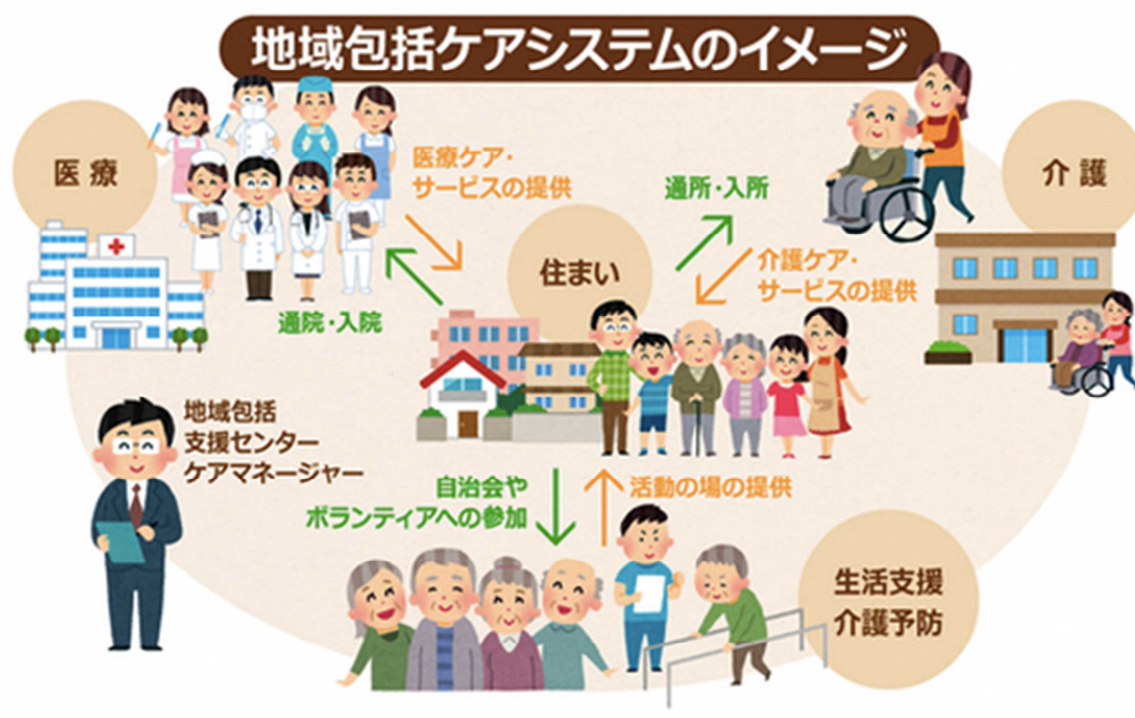
2 目標及び施策

目標 1

地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現

地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となるもので、高齢者が住みなれた地域で自分らしく暮らせるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制です。

令和6年4月から重層的支援体制整備事業を実施し、個人や地域が抱える生活課題を解決するため、高齢者だけでなく障がい者福祉や児童福祉などの他分野とも連携し、あらゆる相談や生活課題に対応できる体制構築を行います。また、医療と介護の連携強化や医療・介護の情報基盤の一体的な整備を行い地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。



(1) 地域包括支援センターの体制強化

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの構築に向けて中心的な役割を担う機関です。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、理学療法士などの専門職が、介護・医療、保健など多様な関係機関と連携し、様々な相談や生活課題に対応します。また、地域の通いの場の充実を図り、地域の高齢者のニーズと取り組みのマッチングなどを行います。更に、高齢者の介護予防または介護の重症化防止の推進のため、機能回復訓練等や生活環境の調整などリハビリテーション専門職等と連携を図っていきます。

(2) 在宅医療・介護連携の強化

医療と介護の両立を必要とする状態の高齢者が自宅等の住みなれた生活の場で療養し、自分らしい生活を人生の最後まで続けられるよう、医療・介護の関係者が連携し、包括的、継続的に在宅医療と介護サービスを一体的に提供できる体制を構築していきます。

① 町内医師と行政との連絡会

町内医師・歯科医師、県、行政の保健・福祉部門で意見交換会等を随時開催し、地域の医療体制構築・保健福祉事業について議論を行います。

② ケアカフェ in 琴浦

薬剤師・医師・医療・介護・福祉に携わる職員等をメンバーに研修会や情報交換を行い、顔の見える関係づくりと日ごろの提供ケアを相談できる場所とし、医療と介護・福祉の連携強化を図ります。



③ 終末医療、そろいそろい手帳の啓発

誰もが自分らしい幸せな暮らしが送れるよう、また、最期までその人らしい人生を送ることができるよう「そろいそろい手帳」の普及啓発を行います。

自己決定権や家族とのコミュニケーションの重要性が認識され、より多くの人々が個人の意思を家族や関係者に伝える手段として活用できるよう支援します。

④在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護を必要とする高齢者が、住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、中部地区1市4町、県、鳥取県中部医師会が協力し、各関係機関と連携を図りながら、様々な事業に取り組めます。

取り組みの一つとして、中部圏域の医療・介護関係者等の情報共有体制の整備とネットワーク構築、顔の見える関係づくりを目的に、情報交換会「中部圏域づくりしよいやの会」の開催、また、在宅医療・介護連携に関する情報収集を行い「しよいや！しよいや！在宅医療介護連携情報サイト」ホームページを更新し、情報発信を行います。

(3)地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進

高齢者の在宅生活を支える生活支援サービスについて、元気な高齢者をはじめとして、地域が担い手として参加する住民主体の活動や、NPO、ボランティア、民間企業、社会福祉法人等の多様な事業主体による支援体制を構築する必要があります。これらの活動を広げるため、生活支援コーディネーターや協議体を中心に、地域の生活課題の把握とそれに応じた見守りや助け合い活動の推進に取り組めます。

①生活支援体制整備事業

地域資源の把握、ニーズとサービスのマッチング、生活支援の担い手の養成等の機能を担う生活支援コーディネーターを配置、多様な事業主体が参画し、情報共有及び連携強化の場として中核となる協議体を設置することにより、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していきます。

特に第8期計画の期間中においては、住民相互の助け合いとして、共助交通の立ち上げ支援や商工会と協働しショッピングセンターを交流の場としたイベントを開催しました。引き続き、高齢者のニーズ把握とサービスの担い手となるボランティアの養成等、関係機関のネットワークを強化し、必要な資源の創出に取り組めます。



②地域ケア会議

地域包括支援センターの専門職に加え、リハビリテーション専門職、医療・介護・福祉等の多職種が協働し、それぞれの専門性を活かし、地域課題を意識した多職種協働による支援を展開していきます。

個別ケース会議を積み重ねる中で、介護等が必要な高齢者の住みなれた地域での生活を地域全体で支援します。また、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力の向上に努めます。

③地域ケア推進会議

地域包括ケアシステムを構築するために、保健、医療、福祉等の関係者が連携し、地域課題について情報交換を行い、問題解決に向けた話し合いや政策立案を行います。

④介護ボランティア・ちょこっとあったかサービス

介護ボランティア活動を通じて、介護施設や地域で社会参加をすることにより「いきがい」「やりがい」を感じ、介護への関心を高め、介護予防を推進し、元気な高齢者を増やすことを目指します。

65歳以上のひとり暮らしの高齢者または高齢者世帯の方を対象に、身のまわりのちょっとした困りごとを介護ボランティアの方がお手伝いする「ちょこっとあったかサービス」で、在宅生活を支えます。

⑤長寿祝い

88歳、100歳の高齢者に、長寿を祝福して祝い品を贈ります。

⑥高齢者クラブ活動支援

高齢者自らが「健康づくり・介護予防活動」、「在宅高齢者やその家族を支援する友愛活動」、「安全・安心の住みよいまちづくりを目指すボランティア活動」に取り組む自主的組織である高齢者クラブへの補助を行い、その活動の充実及び地域社会との交流を支援します。

⑦高齢者の就労活動支援（シルバー人材センター）

「自主・自立」「共働・共助」の理念に立ち、高齢者が自己の持つ豊かな経験を活かして働くことで生きがいを得るとともに、地域社会への参加を促すことを目的として高齢者の就労活動支援を行うシルバー人材センターへの補助を行います。

(4) 地域包括ケアシステムを支える人材確保とケアマネジメントの質の向上

介護分野で働く人材確保が困難となっている中、ケアマネジメントの質の向上や介護支援専門員、介護職員等の人材確保に取り組むことが重要です。職員の負担軽減や職場環境の改善など、県・町内介護事業所等と連携を図りながら取り組みを推進します。

①介護支援専門員連絡協議会

町内の介護支援専門員が定期的に集まり、ケアマネジメントに関する知識・技術の向上や交流、資質の向上を図るため、情報交換や事例検討・研修会等を開催します。また、地域包括ケアシステムにおける介護支援専門員の役割である、多職種連携による自立支援と重度化予防のためのケアマネジメントの提供や地域で不足している社会資源の発掘・提言などが実践できるよう取り組みを推進します。

②ケアプラン点検

介護支援専門員が作成したケアプランが、ケアマネジメントのプロセスを踏まえた「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているか、検証確認を行います。点検を通じて介護支援専門員の「気づき」を促し、介護支援専門員の資質の向上を図ります。

(5) 高齢者虐待防止対策の推進

認知症などにより判断能力が低下した高齢者が尊厳ある生活を維持できるよう法制度を活用した支援や、高齢者虐待の防止・早期対応に向けた取り組みを行っていきます。

①総合相談

地域包括支援センターにおいて、65歳以上の高齢者やその家族、近隣住民や関係機関などからの介護、健康、福祉、生活等に関する各種相談に応じます。そして、相談内容に即したサービスや制度に関する情報提供、関係機関の紹介やサービスの調整を行います。

②高齢者虐待の防止・早期対応

高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律では、家庭や施設等で虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに町へ通報するよう努めなければならないとされています。

町民及び事業者への啓発資料の配布や研修等を通し、地域全体で虐待防止・早期対応についての意識啓発を図ります。また、琴浦町高齢者虐待防止・対応マニュアルに基づき、関係者が共通認識のもと協力し、高齢者虐待への対応を行います。

③成年後見制度の利用促進

成年後見制度は認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

制度の利用が必要な方に支援が行き届くよう、制度の啓発、相談受付、関係機関との連携を行います。

また、申立て費用や後見人等報酬を負担することが困難な方への費用助成、申立てを行う親族がいない場合は町長申立てを行い、適切に制度利用ができるよう支援します。

④日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業は、日常生活に不安のある方を対象に、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、書類預かりを行い、安心して日常生活が送れるようサポートする制度です。事業を行う社会福祉協議会と連携し、事業の展開を図ります。

目標2 認知症施策・介護予防の推進

認知症施策推進大綱を踏まえ、認知症になっても安心して暮らせる「共生」と認知症の発症や進行を遅らせる「予防」の取り組みを認知症の人やその家族の意見も踏まえて推進していきます。

また、高齢者数が増加する中、元気な高齢者を増やすことが必要であり、そのためには、住民や事業所など地域全体への自立支援・介護予防に関する普及啓発、介護予防の通いの場の充実、リハビリテーション専門職等との連携推進、口腔機能向上や低栄養防止に係る活動の推進、地域ケア会議の多職種連携による取り組みの推進、高齢者の社会参加や生きがいの促進など地域の実態や状況に応じた様々な取り組みを推進していきます。

(1) 認知症施策の推進

認知症施策推進大綱に基づき、地域全体で認知症の人やその家族を支援するネットワークを構築するとともに、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援などを通じ、認知症高齢者が尊厳を保ちながら可能な限り住みなれた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう認知症の人と家族の支援を重視しながら、総合的かつ継続的な支援体制を推進します。

① 認知症への理解を深めるための普及・啓発、地域で支える体制づくり

地域で認知症の人を支える基盤として、認知症の人の視点に立って認知症の理解を深めるため、地域住民や児童・生徒、町内事業所等で研修会や健康教室、認知症サポーター養成講座を実施します。

また、認知症高齢者等 SOS 見守りネットワーク登録事業の普及や身近な場所から相談につながるように、認知症サポーターや民生委員、関係機関と連携し、住民に相談窓口の周知を行います。

② 認知症高齢者等 SOS 見守りネットワーク

行方不明が心配な方の情報を事前登録し、地域の支援を得て認知症による行方不明者をできるだけ早く安全に発見できるよう関係機関の支援体制を構築し、住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

また、SOS 見守りネットワーク模擬訓練の実施や SOS 見守りネットワーク協力関係機関との連携を強化し、定期的な情報共有を行うことで、地域の見守り体制の強化と行方不明の未然予防に努めます。

③認知症ケアパスの配布と活用

認知症ケアパスとは、「認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れ」をまとめたものです。認知症の症状の変化とそれに伴う地域の支援やサービス内容を理解することで、早期相談・医療に繋げるツールとします。

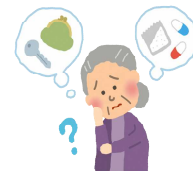
④認知症初期支援集中チーム

認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症になっても医療受診や介護サービスの利用に結びつかない高齢者や家族のもとへ、認知症サポート医や保健師、作業療法士、社会福祉士等が訪問し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築し、医療や介護サービスなど必要なサービスに繋がります。

また、認知症地域支援推進員が認知症の人やその家族の相談に応じながら、地域のキャラバンメイト、認知症サポーター、認知症予防リーダー等の人々と協同し地域の中で重症化予防に取り組み、認知症の人とその家族が安心して暮らせる体制づくりを推進します。

⑤もの忘れ相談

認知症の早期発見・治療につなげるために、認知症専門医師が、もの忘れが気になる方、その家族に対し認知症に関する相談に個別に応じます。必要に応じて認知症専門医療機関への紹介や介護予防教室への参加を勧め、認知症の早期対応と重症化予防を図ります。



⑥認知症の人と家族への支援(家族会)

認知症の人とその家族を支援するため、認知症高齢者を介護している家族が参加し、介護相談や情報交換を行う「ことうら家族のつどい」を定期的で開催しています。介護疲れや介護に関する悩みをひとりで抱え込むのではなく、体験談や同じ悩みを持つ人と互いの気持ちを分かち合い、また、

介護に関する情報やアドバイスを得る場として、普及啓発を行い必要に応じて「家族の会」への参加につなげていきます。

⑦若年性認知症施策の強化

若年性認知症の人とその家族の気持ちや思いをみんなで一緒に実現する居場所として、中部1市4町合同で、本人と家族の集い「にっこりの会」が定期的開催されています。また、認知症を理解し、望ましい接し方や介護の方法を知るとともに、家族の不安とストレスの軽減や地域における認知症に対する理解の促進を図っていきます。

(2)介護予防事業

長年、なれ親しんだ町で高齢者がいつまでも自分らしい生活を送るためには、心身ともに健康で自立した生活が営めることが大切です。そのために高齢者の認知機能、運動機能、口腔機能を維持するための各施策を実施します。

①介護予防教室

【はればれ・いきがい】

介護保険の認定を受けていない方で、もの忘れや転ぶことが多くなった方、また、自宅に閉じこもりがちな方を対象に予防教室を定期的開催し、認知症、閉じこもり、転倒予防に取り組みます。内容は、健康チェック・頭の体操・ミニ体操・ゲーム・手芸お楽しみ会等工夫して開催していきます。

【げんきもん】

介護保険の認定を受けていない方で、筋力や運動機能に衰えをかんじている方を対象に、専門的な知識を持ったスタッフが体操や知的活動を提供する教室です。運動習慣を身に付け、介護予防につなげます。



②介護予防サークル活動支援事業

日常生活に不安や困難を感じている65歳以上の高齢者と、地域住民が共に地域での生きがい活動に参加することにより、お互いの介護予防や支え合い活動を推進します。

③介護予防体操普及

町歌にあわせた「琴浦体操」や、おなじみの曲にあわせた「わくわく琴浦体操」を普及啓発します。この体操は、いつでも・どこでも・誰でも気軽に取組め、バランス機能向上や上半身・下半身の筋力アップ、転倒予防などに効果絶大の体操です。体操指導のポイントを身につけた体操リーダーを中心に地域に普及していきます。高齢者が通える範囲に体操が継続できる場を増やし、高齢者が健康で生き生きと楽しく過ごせるよう、介護予防や仲間づくりを推進していきます。

④介護予防ケアマネジメント

高齢者自身が地域における自立した日常生活が送れるよう、対象者の状態や置かれている環境に応じて、介護予防の様々なサービスを提供し組み合わせることで自立した生活を支援します。

⑤通所型サービス

デイサービスセンターに通い、他の利用者と一緒に食事、入浴などの日常生活上の支援やレクリエーションなどを提供することにより、他者との交流の機会を増やし自立支援を目指します。

⑥訪問型サービス

掃除等、支援を必要とするサービスについて、利用者の方と一緒にやって行い、自立した生活が継続できるように支援します。



(3) 地域リハビリテーション活動支援事業

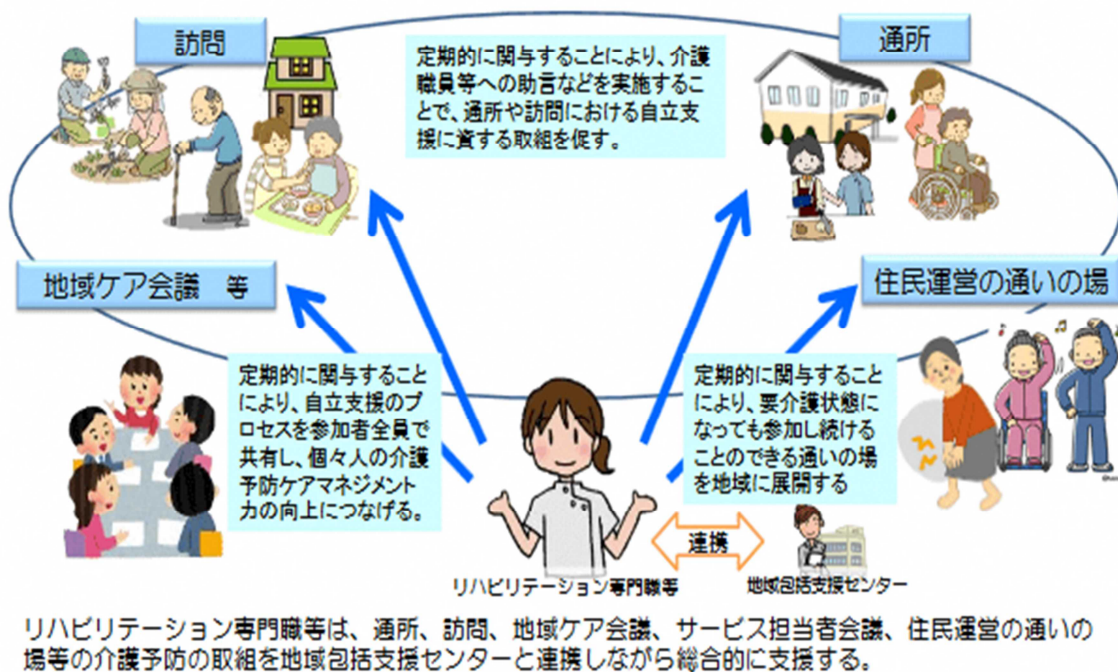
介護予防の取り組みを機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職による助言を実施します。

①介護予防施策の充実・推進

リハビリテーション専門職が介護予防教室や住民主体の通いの場等に関わることで、自宅での運動習慣の定着や介護予防の知識を普及し、地域で介護予防を行う人材を育成し、住民が主体的に介護予防の取り組みが行え

るよう支援していきます。また、既存の介護予防事業実施後の評価を行い、住民ニーズに合った事業を実施します。

○ 地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。



(4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

運動・口腔・栄養・社会参加などの観点から、健康づくりの必要性を周知し、その実践方法を学ぶ機会を個人・集団に提供していきます。また、取り組みの状況や成果、心身の状況などを確認し、フレイル状態の把握をした場合には、訪問指導で引き続き個別アプローチを行い、必要に応じて適切なセルフケアや関係者の介入、医療サービス等につなげることができるよう推進します。

① まちの保健室

地区ごとに健康相談の場を設け、個々の生活習慣の振り返りや健康不安の解決を図り、具体的な健康づくりの方法を学ぶ場とします。また、地区全体で抱えている健康課題を周知する場としていきます。

②健康教室

若い世代から自分の体の状態を知り、健康的な生活習慣を身につけるよう地域やサークル等に対して、健康相談・健康講話、食生活の改善方法、運動指導などを実施します。また、フレイル予防において、健康チェックの1つとして、もの忘れの検査を取り入れ、認知症の早期発見や口腔機能低下、低栄養の予防について普及啓発を行います。

③健康フェスタ

町民の介護予防の意識を高め、若いうちから、健康増進の取り組みを継続して行うことで、自立した生活が一日でも継続できるよう啓発を行います。

(5)保険者機能強化推進交付金等を活用した施策

介護予防・重度化防止等に関する市町村の取組を支援することを目的に創設された交付金等について、自らの取組に係る評価結果を踏まえつつ、課題の解決に向けた取組内容の改善や、更なる充実等に活用していきます。

目標3

介護サービスの充実・向上と介護給付等の適正化

今後、琴浦町の高齢者人口は減少すると見込んでいます。今後の介護サービスについては、人口動態や介護ニーズの見込み等、町の実情を考慮しながら日常生活全般を柔軟なサービス提供により支えることが可能な定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービス等を計画的に整備していきます。

また、介護給付等の適正化を図ることで、利用者に対する適正な介護サービスを確保するとともに、介護保険の信頼性を高め、介護給付費や介護保険料の増大を抑制し、介護サービス事業所等の生産性の向上を図るよう県と連携し取組を行います。

(1)介護サービス基盤の計画的な整備・在宅サービスの充実

介護施設・事業所整備については、令和6年度に小規模多機能型居宅介護事業所が開設予定です。また、介護保険サービスだけでなく、地域の社会資源や近隣市町の施設等のサービス利用などの広域的な活用を検討していきます。

(2)高齢者の住まいの確保

高齢期になっても住みなれた地域で生活できるよう、住宅改修等による住環境の整備や公共施設などのバリアフリー化などの推進を図ります。

①養護老人ホーム

65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により在宅での養護を受けることが困難であると認められる人の生活の場を確保するため、中部地区にある施設に業務を委託し、今後も有効に利用していきます。

○養護老人ホーム措置者数の見込

区分	第8期			第9期		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
措置者数(実)	0	0	0	1	1	1

②軽費老人ホーム(ケアハウスみどり園)

60歳以上で身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められた人で、家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な高齢者が低額な料金で入所することができます。今後も既存施設の有効利用に努めます。

○軽費老人ホーム整備

施設名	第8期			第9期		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
ケアハウスみどり園(定員50人)	1			1		
ケアハウス第2みどり園(定員30人)	1			1		

③有料老人ホーム等

ケアの専門家が常駐し、生活相談や安否確認サービスが提供され、ひとり暮らし高齢者・高齢者夫婦世帯が安心して居住できる賃貸の住まいです。高齢者のニーズにあった住まいの選択が可能となるよう整備していきます。

○有料老人ホーム等整備

施設名	第8期			第9期		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
サービス付き高齢者向け住宅鈴ヶ野 (定員 20 人)	1			1		
夢あじさいことうら(定員 20 人)	1			1		
とうはく(定員 10 人)	1			1		
ことうら(定員 12 人)	1			1		

④住宅環境の整備・確保

高齢者が自宅で長く暮らせるよう、住宅環境を整備します。新設の町営住宅には、手すり設置やバリアフリー化を推進し、既存のものについては、介護保険サービスの住宅改修等により、高齢者が住みやすい環境へと整備していきます。介護保険サービスにおける住宅改修等の居住環境整備については、リハビリ専門職が関与することにより、利用者の身体能力の維持や自立度の改善、介助者の負担軽減を目指します。

(3)災害、感染症に対する備え

ひとり暮らし高齢者等が、災害発生時に、近所の人や地域支援者から援助を受けるために、必要な個人情報登録台帳を整備して地域支援者に提供し、地域内で安心安全に暮らすことが出来る地域づくりを推進します。

また、近年の災害の発生状況や感染症の流行などを踏まえ、県、介護事業所等と連携し防災や感染症対策について周知・啓発、研修、訓練等を実施することが重要です。

①災害時の避難行動要支援者登録制度

障がい者、ひとり暮らし高齢者などが、災害時に地域内で安心安全に暮らせるよう、「要支援者」として台帳に登録し、行政区役員、自主防災組織、民生委員、消防団、消防署、警察署などに情報開示することにより、災害時における避難誘導・救出活動・安否確認等を地域のなかで受けられるようにします。また、登録台帳は、民生委員の協力により毎年確認作業を行い、随時更新していきます。

②災害時の避難所確保

町は、災害等で避難した人が一定期間生活する施設として24ヵ所「指定避難所」を指定しています。

また、災害の危険から命を守るために緊急的に身の安全を確保する場所として「指定緊急避難場所」を51ヵ所指定しています。また、福祉避難所として、町内介護事業所等と協定を締結し、災害発生時に障がい者、ひとり暮らし高齢者などの対応が可能な避難場所として、適切に対応できる体制を整備しています。

指定避難所数 24ヵ所（令和6年3月31日現在）

古布庄	上郷	下郷	浦安	八橋	以西	安田	成美	赤碕
2	0	2	3	6	2	2	2	5

指定緊急避難場所 51ヵ所

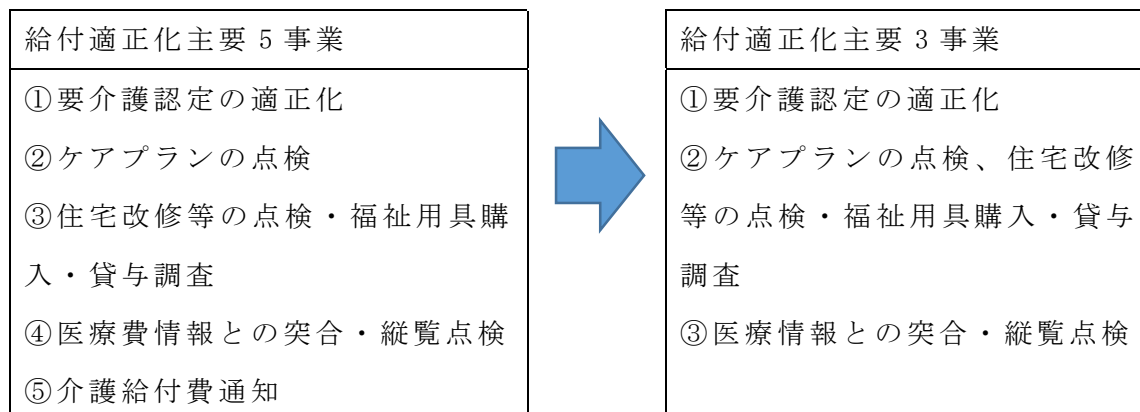
古布庄	上郷	下郷	浦安	八橋	以西	安田	成美	赤碕
2	1	2	9	8	10	1	8	10

災害時における要支援者等の一時避難のための施設（令和6年3月31日現在）

施設名	住所	法人名
琴浦町老人福祉センター	赤碕 1113-1	社会福祉法人 琴浦町社会福祉協議会
デイサービス鈴ヶ野	逢束 1210	医療法人社団 もりもと
特別養護老人ホームみどり園 ケアハウスみどり園	八橋 1937	社会福祉法人 立石会
特別養護老人ホーム百寿苑 百寿苑デイサービスセンター 百寿苑きらりデイサービスセンター グループホームきらり グループホームあかさき グループホームはなみ	赤碕 1061-3 他	社会福祉法人 赤碕福祉会
陽だまりの家デイサービスセンター 陽だまりの家ことうらデイサービスセンター 陽だまりの家とうはくグループホーム 陽だまりの家ことうらグループホーム 有料老人ホームことうら 有料老人ホーム夢あじさい	徳万 70-1 他	株式会社ソルヘム
介護事業所まほろば	赤碕 1840-7	アムニティ株式会社

（4）介護給付の適正化

介護給付の適正化を図ることで、利用者に対する適切な介護サービスを保し、介護保険の信頼性を高め、介護給付費や介護保険料の増大を抑制します。また効果的・効率的に事業を実施するため、給付適正化主要5事業が3事業に再編されます。



介護給付適正化のための取組み一覧

No	事業名	事業概要	第9期 目 標	
1	介護保険出前講座	介護保険制度について理解を深め、介護予防の重要性を啓発する目的で講座を開催します。	継続	年 10回
2	介護認定申請窓口相談	新規申請にあたり、被保険者の状況を聞き取り、認定の申請が必要かどうか判断し、申請者に適切なアドバイスを行います。	継続	随時 実施
3	認定調査の事後点検	認定調査結果を事後点検し、不備等があれば調査員へ確認します。	継続	100%
4	認定調査員への指導	適正な認定調査を行うため、認定調査員へ県主催の研修への参加を促すとともに、適切な調査を行うための指導を行います。	継続	随時 実施
5	介護事業者等との意見・情報交換	介護事業者等と過不足のないサービス実施等について意見・情報交換を行います。	継続	年 1回
6	ケアプラン点検	ケアプランが利用者の自立支援に資する適切なものとなっているか、点検・指導を行い、ケアマネジャーの資質の向上を目指します。	継続	町内6 事業 所
7	住宅改修・福祉用具購入・点検	改修内容や購入された福祉用具が適正なものか専門職の助言をもとに申請書類を点検し、必要な場合は訪問調査を行い、その必要性を確認します。	継続	100%
8	医療情報との突合・縦覧点検	鳥取県国民健康保険団体連合会へ点検の事務委託をし、必要に応じて事業者への確認・指導を行います。	継続	随時 実施
9	介護事業者への指導・監督	地域密着型サービス事業所等の実地指導を県と連携して行います。また、年1回町内介護事業所を対象に研修会を開催します。	継続	実施

第4章 介護保険事業給付の推計

第9期計画の給付費見込額と介護保険料について定めます。

1 高齢者数と認定者数の推計

(1) 高齢者数（将来人口）の推計

町の高齢者人口は、今後、全体的に減少していくと見込んでいます。

高齢者数の推計 (人)

		令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和22年 (2040年)
総人口		16,789	16,488	16,228	16,100	15,880	15,680	12,760
0～64歳		10,562	10,252	10,037	9,950	9,794	9,661	7,614
65歳以上		6,227	6,236	6,191	6,150	6,086	6,019	5,146
内訳	65～74歳	2,804	2,775	2,646	2,606	2,486	2,365	1,806
	75歳以上	3,423	3,461	3,545	3,544	3,600	3,654	3,340
高齢化率		37.09%	37.82%	38.15%	38.20%	38.32%	38.39%	40.33%

令和3～5年9月末 住民基本台帳
令和6年以降は、すこやか健康課推計

(2) 認定者数の推計

認定者数は団塊の世代が75歳以上となり、今後認定者数は増加傾向になると予測しています。

認定者数・認定率の今後の推計

(人・%)

	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和22年 (2040年)
要支援1	59	68	64	65	65	66	65
要支援2	119	121	138	135	135	136	137
要介護1	209	200	188	193	195	196	175
要介護2	222	211	208	208	209	209	202
要介護3	180	186	180	188	190	190	194
要介護4	158	158	160	157	159	159	156
要介護5	89	100	103	116	116	116	121
合計	1,036	1,044	1,041	1,062	1,069	1,072	1,050
認定率	16.6%	16.7%	16.8%	17.3%	17.6%	17.8%	20.4%

令和3～5年9月末 介護保険事業状況報告
令和6年以降は、すこやか健康課推計

2 サービス利用者数の推計

第8期計画の実績等を基にして、第9期計画の介護保険サービスを確保できるよう利用者数を推計しました。

(1) 居宅サービス利用者数の推計

介護サービス別一月あたり利用者数の推計

(実人数)

サービス名	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和22年 (2040年)
訪問介護	102	106	107	107	101
訪問入浴介護	9	10	10	10	10
訪問看護	46	49	49	49	48
訪問リハビリテーション	39	41	40	40	41
居宅療養管理指導	105	111	112	112	107
通所介護	333	343	346	346	325
通所リハビリテーション	58	61	61	61	60

第4章 介護保険事業給付の推計

短期入所生活介護	41	42	43	44	42
短期入所療養介護 (老健)	10	9	9	9	10
福祉用具貸与	297	310	313	313	298
特定福祉用具購入	5	5	5	5	5
住宅改修	3	3	3	3	3
居宅介護支援	474	490	494	495	467
特定施設入居者生活 介護	1	1	2	3	6

介護予防サービス別一月あたり利用者数の推計 (実人数)

サービス名	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和22年 (2040年)
介護予防訪問入浴介護	2	2	2	2	2
介護予防訪問看護	16	16	16	16	16
介護予防訪問リハビリ テーション	26	24	26	26	26
介護予防居宅療養管理 指導	12	12	12	12	12
介護予防通所リハビリ テーション	14	14	14	14	14
介護予防短期入所生活 介護	0	1	1	1	1
介護予防短期入所療養 介護(老健)	0	1	1	1	1
介護予防福祉用具貸与	101	101	101	101	102
介護予防特定福祉用具 購入	2	2	2	2	2
介護予防住宅改修	2	2	2	2	2
介護予防支援	122	122	122	123	123

(2) 地域密着型サービス利用者数の推計

地域密着型サービス一月あたり利用者数の推計 (実人数)

サービス名	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和22年 (2040年)
認知症対応型共同生活介護	104	99	99	99	106
地域密着型通所介護	13	14	14	14	13
小規模多機能型居宅介護事業所	0	3	9	13	13

(3) 施設サービス利用者数の推計

施設サービス一月あたり利用者数の推計 (実人数)

サービス名	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和22年 (2040年)
介護老人福祉施設	130	130	132	133	137
介護老人保健施設	61	62	62	63	64
介護医療院	1	1	1	1	1

(4) 地域支援事業利用者の推計

地域支援事業 年間利用者数の推計 (延人数)

事業名	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和22年 (2040年)
訪問型独自サービス	252	288	312	348	204
生活援助サービス	239	240	245	250	190
通所型独自サービス	1,680	1,680	1,680	1,680	1,332
認知症早期発見検査	212	210	220	230	200
介護予防教室 (はればれ・いきがい)	1,312	1,400	1,410	1,420	1,400
介護予防教室 (げんきもん)	41	40	40	40	40

第4章 介護保険事業給付の推計

ものわすれ相談	20	20	20	20	30
高齢者 SOS ネットワーク	18	25	30	35	30
認知症サポーター養成	64	65	70	75	65
健康フェスタ	83	100	100	100	80
わくわく琴浦体操普及 啓発(参加者)	27,000	27,700	27,900	28,100	26,000
総合相談	5,800	5,850	5,900	5,950	5,800
成年後見制度	3	4	5	6	10
権利擁護相談	37	40	45	50	50
家族介護用品助成事業	3	2	0	0	0
介護予防ケアマネジメント	2,248	2,300	2,350	2,400	2,400
介護予防サークル活動 支援(サークル数)	100	100	100	100	80
介護ボランティア (活動回数)	460	500	520	540	500



3 給付費見込額の推計

(1) 標準給付費の推計

第8期計画の実績をもとに、第9期計画の介護サービスを確保するための給付費を推計しました。

標準給付費は、介護サービス給付費をもとに特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、審査支払手数料を加えて推計しました。

総給付費の推計

(千円)

区 分	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和22年 (2040年)
在宅サービス	973,402	1,001,947	1,025,259	1,028,145	987,726
居住系サービス	345,198	334,660	338,436	341,598	370,074
施設サービス	621,701	634,332	641,488	648,542	664,976
計	1,940,301	1,970,939	2,005,183	2,018,285	2,022,776

標準給付費の推計

(千円)

区 分	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和22年 (2040年)
総給付費A	1,940,301	1,970,939	2,005,183	2,018,285	2,022,776
特定入所者介護 サービス費B	60,223	52,940	52,957	53,358	54,526
高額介護サービス費C	35,845	39,018	39,324	39,436	39,281
高額医療合算介護 サービス費D	5,310	7,500	7,600	7,700	7,141
審査支払手数料E	2,148	2,374	2,372	2,390	2,480
標準給付費見込 (A～E合計)	2,043,827	2,072,771	2,107,436	2,121,169	2,126,204

(2) 地域支援事業費の推計

平成29年度から「訪問介護」と「通所介護」を介護サービスから地域支援事業に移行し、介護予防・日常生活支援総合事業に追加しました。

平成31年度から生活援助サービスを開始しました。

地域支援事業費の推計

(千円)

区 分	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和22年 (2040年)
介護予防・日常生活支援 総合事業	75,500	77,814	82,383	81,043	64,754
包括的支援・任意	37,000	40,354	41,100	43,200	29,447
包括的支援事業 (社会保障充実分)	4,192	7,653	7,779	7,779	4,965
計	116,692	125,821	131,262	132,022	99,166

4 第1号被保険者介護保険料の設定

(1) 介護保険料の費用負担（概要）

第1号被保険者の介護保険料は、令和6年度から令和8年度までの3年間の保険給付費等を基に算定します。

$$\text{月額保険料} = \frac{(\text{3年間の保険給付費等見込額} \times 23\% + \text{調整交付金など}) \div \text{収納率}}{\text{12月}} \div \text{琴浦町の3年間における第1号被保険者補正人数}$$

(基準額)

第9期計画介護保険料算定に影響すると見込まれる事項は、以下のとおりです。

- ① 要介護等認定者数は今後も増加見込。給付費も増加していく。
- ② 令和6年度介護報酬改定率1.59%
- ③ 高齢者人口は今後減少していく。
- ④ 介護保険準備基金4億3,000万円のうち、9,200万円を取り崩して介護保険料に充当する。

(2) 保険料基準額の算定

第9期計画の第1号被保険者の介護保険料基準額（月額）は、次のように算定しました。

① 予定保険料収納率方式

予定保険料収納率とは、保険料を賦課する総額に対して、実際に収納される保険料の見込額の割合をいい、本町の試算では99.5%としています。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{【保険料収納必要額】} \\ \hline \text{3年間} \\ \hline \text{13億5,881万880円} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{【予定収納率】} \\ \hline \text{99.5\%} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{【保険料賦課総額】} \\ \hline \text{3年間} \\ \hline \text{13億6,563万9,075円} \\ \hline \end{array}$$

② 介護保険料基準額の算定方式

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{【保険料賦課総額】} \\ \hline \text{3年間} \\ \hline \text{13億6,563万9,075円} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{【補正後1号被保険者】} \\ \hline \text{3年間 18,253人} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{【保険料基準額】} \\ \hline \text{年間 74,817円} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{【保険料基準額】} \\ \hline \text{年間 74,817円} \\ \hline \end{array} \div 12 \text{ヶ月} = \begin{array}{|c|} \hline \text{【保険料基準額】} \\ \hline \text{月額 6,234円} \\ \hline \end{array}$$

介護保険準備基金9,200万円を取り崩して介護保険料を引き下げます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{【介護保険準備基金】} \\ \hline \text{9,200万円} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{【補正後1号被保険者】} \\ \hline \text{3年間 18,253人} \\ \hline \end{array} \div 12 \text{ヶ月}$$

=

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{一人あたり} \\ \hline \text{月額 420円の減額} \\ \hline \end{array}$$

保険料基準額 月額 5,800円 とします。

(3) 所得段階別の保険料

第1号被保険者の負担能力に応じた設定となるよう、14段階設定の細分化を行っています。第1段階から第3段階については、保険料軽減を実施し、軽減後の料率及び保険料年額は()内の数値です。

所得段階	該当要件	料率	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、世帯全員住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者、世帯全員が住民税非課税で本人前年合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.455 (0.285)	31,670円 (19,840円)
第2段階	世帯全員住民税非課税かつ本人の前年合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下	0.685 (0.485)	47,680円 (33,760円)
第3段階	世帯全員住民税非課税かつ本人の前年合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える	0.69 (0.685)	48,020円 (47,680円)
第4段階	本人住民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人の前年合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下	0.9	62,640円
第5段階 (基準額)	本人住民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人の前年合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円を超える	1.0	69,600円
第6段階	本人が住民税課税かつ前年合計所得金額120万円未満	1.2	83,520円
第7段階	本人が住民税課税かつ前年合計所得金額120万円以上210万円未満	1.3	90,480円
第8段階	本人が住民税課税かつ前年合計所得金額210万円以上320万円未満	1.5	104,400円
第9段階	本人が住民税課税かつ前年合計所得金額320万円以上420万円未満	1.7	118,320円
第10段階	本人が住民税課税かつ前年合計所得金額420万円以上520万円未満	1.9	132,240円
第11段階	本人が住民税課税かつ前年合計所得金額520万円以上620万円未満	2.1	146,160円
第12段階	本人が住民税課税かつ前年合計所得金額620万円以上720万円未満	2.3	160,080円
第13段階	本人が住民税課税かつ前年合計所得金額720万円以上820万円未満	2.4	167,040円
第14段階	本人が住民税課税かつ前年合計所得金額820万円以上	2.5	174,000円

第5章 計画の推進体制

第9期計画の推進体制について定めます。

1 推進体制

(1) 庁内体制

計画の推進にあたっては、すこやか健康課高齢者福祉担当及び介護保険担当が事業の進捗管理、連携調整を担います。地域支援事業については、地域包括支援センターが事業の実施運営にあたります。

そのほか、関係各課と連絡調整を取りながら、計画の円滑な推進を図ります。

(2) 関係機関

本計画は保健、医療、福祉、教育、まちづくり、防災など広範囲にわたっています。その理念を具体化し、施策を展開していくために、行政全般にわたる取り組み体制を強化し、関係機関との連携強化に努めます。

また、介護サービス事業所や医療・福祉の諸機関、自治会や高齢者団体、NPO法人などの協力を得ながら、高齢者が安心して生活できる環境の実現を目指します。

2 計画の評価

本計画の評価については、「琴浦町介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会」が計画の進捗状況を点検し、課題の分析・評価を行います。